

平成十九年十月五日受領
答弁第五八号

内閣衆質一六八第五八号

平成十九年十月五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出「イラク作戦の米艦に給油」との米軍揚陸艦ジュノーの元艦長の証言に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出「イラク作戦の米艦に給油」との米軍揚陸艦ジュノーの元艦長の証言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

海上自衛隊の補給艦は、平成十七年一月十七日及び同年二月二十三日、インド洋において米揚陸艦「ジュノー」に対して燃料の補給を実施した。同揚陸艦が我が国から補給を受けていた時期に不朽の自由作戦に従事していたことについては、同年当時、米側に確認済みである。なお、海上自衛隊の補給艦がこれらの日に同揚陸艦に食料の補給を実施したとの事実はない。

三について

我が国が米揚陸艦「ジュノー」に補給していた時期に、同揚陸艦が不朽の自由作戦に従事していたことについては、平成十七年当時、米側に確認済みである。また、御指摘の報道については、米側から、「ジュノー」が「イラクの自由作戦」に従事していた旨をホートン元「ジュノー」艦長が発言したとの事実はないとの回答を得ている。いずれにせよ、海上自衛隊が米側に提供した燃料は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成の

ための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）の趣旨に沿って適切に使用されているものと認識している。